

アスリートへの助成事業補助金交付要綱

1 目的

国際大会等の強化指定（候補も含む）を受けた県内の選手又は県内のスポーツ団体（クラブ）に所属する選手が県外で開催される強化合宿等に参加する際の旅費と宿泊費の一部を助成し、国際大会等を目指すアスリートの活動を支援する。

2 対象

(1) 対象強化合宿等

日本障がい者スポーツ協会所属の競技団体が主催（計画）する強化練習会や強化合宿、強化試合、遠征試合等とする。

(2) 補助対象者

国際大会等の強化選手の指定（候補も含む）を受けた県内の選手又は県内のスポーツ団体（クラブ）に所属する選手で、県外で開催される強化合宿や合同練習会等に参加する選手。ただし、富山県障害者スポーツ協会（以下「協会」という。）に事前に申請し、助成対象者として決定された者。

3 対象経費

対象経費は、交通費、宿泊費とする。ただし、海外への遠征や海外での合宿における交通費は、国内移動に要する交通費とする。

4 補助額

協会は、予算の範囲内において、次により算出される額を補助する。

(1) 交通費

実費相当額の2分の1（障害者割引制度を適用）

(2) 宿泊費

宿泊が必要と認められる者について、富山県職員等の旅費に関する条例に定められた宿泊料の2分の1。ただし、2日を限度とする。

この要綱に記載のないこと等については、「障害者スポーツ全国大会及び国際大会選手派遣事業費補助金交付要綱」及びその内規に準じることとする。

5 手続き

(1) 事前に、各スポーツ団体（クラブ）は、推薦者を取りまとめのうえ、申請書（様式1・2）を協会に提出するものとする。なお、日本障がい者スポーツ協会所属競技団体が候補選手として決定した文書（写し）や強化合宿等の実施要項を添付することとする。

(2) 各スポーツ団体（クラブ）は、強化合宿等終了後、1ヶ月以内に参加報告書（様式3）を協会に提出するものとする。